



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月17日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人松本学童クラブの会
3 代表者の氏名
深井 ゆかり
4 主たる事務所の所在地
長野県松本市大字島内5330番地
5 定款に記載された目的
この法人は、放課後等において保育を必要とする小学生に対して、学童保育に関する事業を行い、地域のこどもたちの心身の健全やかな成長と健全で豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

平成18年11月22日表彰 統計功労

- 菊池 たか子 近藤 元 中島 四郎
面一 雄 西牧 和子 林 茂雄
保科 孝紀 堀米 富平 油井 武吉

統計課

公告

平成18年12月6日、上伊那郡河南土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成18年12月8日、南安曇郡新田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年度及び平成20年度において県が発注する森林整備業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査を次のとおり行います。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請の方法
(1) 申請書の用紙
県所定の「森林整備業務入札参加資格審査申請書」を使用してください。
(2) 申請書の提出期間
平成18年12月20日から平成19年2月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とします。
(3) 申請書用紙の配布
最寄りの地方事務所林務課及び木曾農林振興事務所企画振興課において配布します。
(4) 申請書の提出先
最寄りの地方事務所林務課又は木曾農林振興事務所企画振興課
2 競争入札参加資格の申請をすることができない者
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者（競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
3 競争入札参加資格者の資格及び審査の方法
長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱（平成18年11月7日付け18森政第9号長野県林務部長通達）に定めるところによります。
4 資格審査結果の通知
森林整備業務入札参加資格認定通知書により申請者に通知（郵送）します。
5 資格の有効期間及び更新手続
(1) 競争入札参加資格の有効期間
資格を取得した日から平成21年4月30日までとします。
(2) 有効期間の更新
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成20年11月頃に、平成21年度及び平成22年度の資格審査の公告を行う予定ですので、当該公告に基づき申請してください。

森林政策課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催する。

平成18年12月14日

長野県知事 村 井 仁

1 日時及び場所

日時 平成19年1月30日(火)

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 受講手続

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所（木曾郡にあっては木曾農林振興事務所とし、市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

(3) 受付期限

平成19年1月22日(月)

(4) 手数料

受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課（木曾郡にあっては木曾農林振興事務所）に行うこと。

森林整備課

公告

平成18年9月27日、南安曇郡新田堰土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を認可しました。

平成18年12月14日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月14日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする事項

普通乗用自動車（2,500cc以上ジープ型、4WD、AT）1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成19年1月31日

(4) 納入場所

長野県長野地方事務所 林務課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野地方事務所 林務課

電話 026-234-9521

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年12月27日(水) 午前11時

イ 場所 長野市大字南長野南県町686-1

長野合同庁舎 504号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

森林政策課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成18年12月14日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成19年1月23日（火） 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、普通二種）	平成19年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大型）	平成19年1月23日（火） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大特）	平成19年1月25日（木） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成19年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成19年1月23日（火） 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能（大型二種、普通二種）	平成19年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大型）	平成19年1月30日（火） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（大特）	平成19年1月26日（金） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成19年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、大型、大特又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。

技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、大型、大特又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。

教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
----------	--	-----------------------------

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

- ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- ウ 運転免許証の写し
- エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成19年1月12日（金）までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

- (7) 技能検定員審査（普通） 20,500円
- (4) 技能検定員審査（大型、大特又は普自二） 14,750円
- (7) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種） 22,050円

イ 教習指導員審査

- (7) 教習指導員審査（普通） 12,150円
- (4) 教習指導員審査（大型、大特又は普自二） 9,850円
- (7) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種） 12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター（電話 026-292-2345 内線 231）に行うこと。

東北信運転免許センター